

## コールセンターサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様とフィリップ証券株式会社(以下、「当社」といいます)との間における電話等を利用した商品に関する取引、およびその商品に付随して提供する当社のコールセンターサービス等(以下、「本サービス」といいます)の内容について権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです。

#### 第2条 (本サービスの内容)

1. お客様は本サービスを利用し、当社が定める金融商品の注文等を行うことができます。
2. お客様は本サービスを利用し、取引の他、取引に付随して提供するサービスを利用することができます。
3. 本サービスの詳細は、別途定めるものとします。

#### 第3条 (本サービスの申込方法等)

1. お申込み方法は、お客様がインターネットあるいは当社所定の申込書によりお手続きをし、当社所定の本人確認書類を提出いただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスの契約が締結されます。なお、承諾しない場合の理由開示は行いません。
2. 前項の定めにかかわらず、取引に付随して提供するサービスの申込みについては、本人確認書類の提出を不要とする場合があります。
3. お客様が本サービスのお申込みをされる場合には、次の約款にご同意いただけたものとして取扱います。
  - (1) 保護預かり約款
  - (2) 株式等振替決済口座管理約款
  - (3) 投資信託受益権振替決済口座管理約款
  - (4) 振替決済口座管理約款
  - (5) 外国証券取引口座約款
  - (6) 特定口座約款  
(特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款)
  - (7) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
  - (8) 特定管理口座約款

#### 第4条 (本サービスの申込条件)

1. 当社は、日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力(以下、単に「反社会的勢力」といいます)のお申込みは受付いたしません。お申込に際しては、次に掲げる事項を確約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと
2. お客様は、以下の条件をすべて満たす場合に、本サービスのお申込みができるものとします。
  - (1) お客様が国内に居住されていること

- (2) お客様の年齢が 20 歳以上であること
- (3) お客様の年齢が 75 歳以下であること
- (4) 会話に支障なく日本語でのコミュニケーションが可能なこと
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
  - ① 未成年、成年被後見人、被補佐人、被補助人、精神障害、知的障害、認知障害に該当する方
  - ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
  - ③ 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方

#### 第5条 (届出事項)

1. お客様は第 3 条のお申込み時に、お客様本人の真正の氏名又は名称、住所、法人の場合における代表者等を当社指定の手続きにより届け出るものとします。仮名、借名、気付け住所は認められません。
2. お客様は当社に正確な情報の届出を行うこととし、万一、届け出に相違する事項がある場合は、当社は、お客様に通知することなく、取引の制限または口座の解約を行うことができるものとします。
3. 当社は、「犯罪による収益移転防止に関する法律」に基づき、第 1 項にかかる事項について、お客様の本人確認を行います。その際に、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。

#### 第6条 (届出事項の変更)

1. お客様は、口座申込時に申告した事項について変更がある場合は、当社所定の手続きに従って、直ちに届け出るものとします。
2. お客様は前項のお届けの際に、当社所定の手続きに応じて本人確認書類をご提出いただきます。
3. 当社はお客様からの変更の届出がない場合、また、その届出の途中で手続きが完了していない場合に、お客様の取引を制限又は停止させていただくことがあります。
4. 前項の取引の制限又は停止によって生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

#### 第7条 (本人認証)

1. 当社は、本サービスのご利用に際して本人認証を行います。本人認証は、お客様番号並びに認証番号の一致により行います。
2. お客様は、当社が前項の方法により本人認証が行えた場合にのみ本サービスを利用することができます。これらの本人認証が行えない場合は、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。なお、認証コードを失念又は紛失された場合は、速やかに当社までお申し出ください。

#### 第8条 (自己責任の原則)

お客様は、本サービスのリスク、特殊性、本約款およびその他規定等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において、本サービスを利用して取引を行うものとします。

#### 第9条 (法令等の遵守)

お客様及び当社は本サービスの利用にあたり、本約款およびその他の規定等のほか、関係法令および監督機関の諸規則等を遵守するものとします。

## 第2章 注文の受託等

### 第10条（利用期間等）

お客様が本サービスを利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

### 第11条（取引の種類）

お客様が本サービスにおいて取引できる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

### 第12条（取扱銘柄）

1. お客様が本サービスで取引できる銘柄は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項で定めた銘柄のうち、取引所等が規制している等の理由により、当該定めは予告なく変更される場合があります。

### 第13条（取扱数量の範囲）

1. 当社が売付注文または返済注文を受付する数量は、お客様がその時点で保有している数量、ポジションの範囲内とします。
2. 当社が買付注文または新規注文を受付する数量は、当社が別途定める数量の範囲内とします。

### 第14条（有効期限）

お客様が本サービスを利用して取引する注文の有効期限は、当社が別途定める期限の範囲内とします。

### 第15条（取引回数の範囲）

お客様が本サービスを利用して同一営業日内に同一銘柄に係る取引注文を行うことができる範囲は、当社が別途定める回数の範囲内とします。

### 第16条（注文の受託）

1. お客様が本サービスを利用して行う取引は、各金融商品取引所の定める受託契約準則及び日本証券業協会の定める規則にもとづき受託いたします。当社は、お客様の取引注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該取引注文の受託を行いません。なお、取引注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。
  - (1) お客様の取引注文が法令諸規則及び各約款等に定める事項のいずれかに反するとき
  - (2) お客様の取引注文が各商品で別途定める値幅制限を超えるとき
  - (3) お客様の取引注文が各商品で別途定める売買規制等に抵触するとき
  - (4) お客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき
  - (5) その他、当社が取引の健全性等に照らし不相当と判断するとき

### 第17条（前受金等）

1. 本サービスを利用してご注文をいただくときは、原則としてあらかじめ当該注文に係る必要な代金の全部又は当社が定める一定の額以上をお預けいただいたうえで、注文を受託します。
2. あらかじめお預けいただいた金額を上回る取引が成立した場合は、その取引の決済日までにその不足額をお

預けいただくものとします。

#### 第18条（注文の取消、変更）

お客様が本サービスを利用して行った取引注文の取消又は変更は、当該取引注文が未約定でかつ当社が定める時間、条件の範囲内に限り、当社が定める方法により行えるものとします。

#### 第19条（執行）

お客様が本サービスを利用して行う取引は、法令諸規則及び各約款等の定めに従い、注文内容の確認後、速やかに執行するものとします。但し、受託した取引の注文において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく、その執行をしません。なお、執行をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- (1) お客様の取引注文が法令諸規則及び各約款等に定める事項のいずれかに反するとき
- (2) お客様の取引注文が各商品で別途さだめる値幅制限を超えるとき
- (3) お客様の取引注文が各商品で別途定める売買規制等に抵触するとき
- (4) お客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき
- (5) その他、当社が取引の健全性等に照らし不相当と判断するとき

#### 第20条（不足金の発生）

1. お客様の本サービスの利用に際し、不足金が生じた場合には、当社所定の期限までに当該不足金額を入金するものとします。
2. お客様が前項の期限までに不足金をご入金いただけない場合、当社は当社の任意によりお客様の有価証券、ポジション等を処分し、口座にお預かりしている現金を当該不足金に充当することができるものとし、更に不足がある場合には、お客様に当該不足金額の支払を請求することができるものとします。
3. 不足金が生じている場合は、当社は、本サービスの利用を制限できるものとします。
4. 当社は、前項の取引の制限によってお客様に生じる損害について、その責を負わないものとします。

#### 第21条（取引手数料）

1. 当社は、お客様の取引に関する手数料として、当社が別途定める手数料およびその消費税をお客様より申し受けます。
2. 前項の当社が定める手数料は、経済情勢の変動、その他事情変化により、これを改定できるものとします。

### 第3章 金銭の受渡

#### 第22条（入金）

1. お客様が当社にご入金いただく場合は、ご本人名義により、当社が指定する銀行口座への振込みに限ることとします。
2. 当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、お客様の口座へ入金を反映するものとします。
3. お客様がご入金する場合に要する振込み手数料はお客様にご負担いただくものとします。但し、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

## 第23条 (出金)

1. お客様が当社からご出金いただく場合は、お客様があらかじめ指定した指定預金口座に振込みを行うものとします。
2. 指定預金口座は、当社の口座名義と同一としていただきます。
3. 当社がお申込みを受け付け、登録した指定預金口座の内容に相違があるときは、速やかに当社へお申し出ください。
4. 指定預金口座の変更は、当社所定の手続きによって届け出るものとします。
5. 出金手続きに係る振込みに要する手数料は、お客様にご負担いただくものとします。但し、当社の定めるところにより当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

## 第24条 (金銭の受渡内容の確認)

金銭の受渡について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは当社の記録内容をもって処理するものとします。

## 第4章 報告

### 第25条 (契約締結時交付書面(取引報告書))

1. お客様の取引注文が成立したときには、遅滞なく、契約締結時交付書面をお客様に交付いたします。(電子情報処理組織)を使用する方法による交付を含みます)
2. 同報告書の内容に関する事項で不審な点があるときは、速やかに当社にお申し出ください。

### 第26条 (取引残高報告書)

1. 当社は、3ヶ月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。期間内にお取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。(電子情報処理組織)を使用する方法による交付を含みます)
2. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきます。取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
3. 同報告書の内容に関する事項で不審な点があるときは、速やかに当社にお申し出ください。

## 第5章 情報サービス

### 第27条 (情報利用)

1. お客様は本サービスにおいて、当社が定める投資に関する情報(第三者から提供を受け、当社が再配信するものを含みます。以下、「情報サービス」といいます。)を利用できるものとします。
2. 当社は当社が定める情報サービスを有料で提供する場合があります。かかる情報の利用を希望されるお客様は、有料情報の種類、内容に応じて当社が別途定める方法により、お申込みするものとします。

## 第28条（情報利用の制限）

1. お客様は、本サービスにより提供された情報をお客様の行う取引の資料にのみ利用するものとし、次にかかげることを行わないものとします。
  - (1) 本サービスにより提供された情報（これらを複製したものを含む。以下同じ。）を第三者に提供すること。
  - (2) 本サービスにより提供された情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用（再配信を含む。）すること。
  - (3) お客様のお客様番号及び認証番号等を第三者に譲渡し又は第三者の利用に供すること。また、本サービスにより取得した情報を第三者に漏洩し、又は他の者と共同して利用すること。
2. 前項に反するものと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスの利用を制限又は停止できるものとします。なお、本サービスの利用制限又は停止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し請求は行わないものとします。

## 第29条（情報利用料）

1. 有料情報の利用にかかる情報利用料は当社が別途定める金額とし、お客様は、当該情報利用料およびその消費税の合計額を当社が別途定める方法で当社へ支払うものとします。
2. 前項の当社が定める手数料は、経済情勢の変動、その他事情変化により、これを改定できるものとします。
3. 一旦お支払いいただいた情報利用料は、中途解約ならびに第28条に定める利用の制限を行った場合を含め、いかなる理由でも返却いたしません。

## 第6章 解約・利用制限・免責等

### 第30条（解約）

次にかかげるいずれかに該当する場合には、本サービス提供に係る契約を解約することができるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法により、解約を申し出た場合
- (2) お客様が法令等、本約款およびその他関係規定等に違反した場合
- (3) お客様が本約款およびその他関係規定等に同意されないとき
- (4) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (5) 当社の判断により、当社すべてのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合
- (6) お客様が本サービスの申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- (7) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
- (8) お客様が本サービスの口座開設申込受付基準に反することが判明した場合
- (9) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (10) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (11) 本サービスの装置上、およびシステム上の脆弱性を利用し、端末機器、接続回線またはプログラムの不

正な操作または改変など、当社が予め想定しえない操作、もしくは当社が認めていないシステムを利用した売買が行われていると認められる場合、またはその疑いが濃厚であると認められる場合。または、当社のシステムの意図から外れた方法による過大なアクセスにより、当社システムおよび他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合

- (12) お客様の口座に残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
- (13) その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合

### 第31条（利用制限）

お客様が、前条の解約事由に該当もしくはその疑いがある場合、当社は取引の制限、もしくは停止を行うことができるものとします。

### 第32条（休眠口座の指定）

- 1. 過去1年以上にわたり取引及び残高がない場合は、休眠口座に指定する場合があります。
- 2. 休眠口座に指定されたお客様がご利用を再開される場合は、所定の手続きが必要となります。

### 第33条（免責事項）

- 1. 当社および投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
  - (1) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がお客様番号等の一致を確認した上で行われた取引に関する損害。
  - (2) お客様の認証コード等が漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は金融商品取引所（私設取引システム等を含む）のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）
  - (3) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変、業務の遅延等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報及びその他の情報伝達遅延、誤謬又は欠陥が生じた場合に生じた損害
  - (4) 本サービスにおける通信速度の低下又は通信回線の混雑を理由として、取引注文が受託されなかった場合に生じた損害
  - (5) 通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害又は停電により、当社が正常に受け付けた取引注文が執行されない若しくは誤って執行された場合、又は発注されない若しくは誤って発注された場合に生じた損害
  - (6) 通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害又は停電により、約定内容が本サービスにおいて表示されない場合、遅れて表示された場合又は誤って表示された場合に生じた損害
  - (7) 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭又は有価証券の受渡、返還又は寄託その他の事務手続き等が遅延し、又は不能になった場合に生じた損害
  - (8) 本約款およびその他規定等の定めに応じて、当社がお客様の取引を制限もしくは停止したことにより生じた損害
  - (9) 所定の手続きの不備によりお預りした金銭を返還しなかったことにより生じた損害
  - (10) 金銭の入出金に際して投資機会を逸したことに係る損害
  - (11) お客様が当社との契約、その他の契約事項に反した取引を行ったことにより生じた損害

- (12) お客様が本サービスの内容又はその利用方法について誤解し、又は理解不足であったことにより生じた損害
- (13) 本サービス提供に係る契約の解約に伴って生じた損害
- (14) その他、当社の責めに帰すことができない事由により、お客様が被った損害

## 第7章 雑則

### 第34条（通知の効力）

お客様が当社に届け出た氏名、名称、住所、電話番号又は電子メールアドレス宛てに、当社からの諸通知が、転居、不在、その他当社の責めに帰せられない事由により延着し、又は到達しなかった場合、通常到達すべきときに到達したものとみなして扱うものとします。

### 第35条（約款の変更）

1. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他変更の必要が生じたときに変更を行うことがあります。
2. 変更の内容がお客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その旨を通知します。
3. お客様は本約款の変更不同意の場合は、前項に基づく通知の受領後 15 日以内に当社に申し出るものとします。係る申し出がない場合は、本規定の変更同意したものとみなします。
4. 前3項に係らず、第2項に基づく通知の受領後にお客様が新規のお取引を開始された場合は、本約款の変更同意したものとみなします。
5. 前2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

### 第36条（本約款の適用）

1. 本約款は、当社が指定する各商品サービスについて適用するものとします。但し、指定した各商品サービスについての規定と本約款が重複している場合は、各商品サービスの規定が優先されるものとします。
2. 前項の規定に定めのない事項は、本約款の各条項が準用されるものとします。

### 第37条（規定外事項）

本約款に定めのない事項は、その他規定等により定めるものとします。

### 第38条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄とします。

以上  
(平成24年5月1日)